



R.8年3月度 安全衛生協議会 & OSUMI NEWS



株式会社 大隅工業

希望ある未来へ Change to a Hopeful Future

■ 藤田代表取締役より一言

【今月の安全訓示】

藤田社長より



「ご安全に！」下記にも安全環境部が記していますが、先月2/14、2/16日と3日間で2件の物損事故を当社は起こしてしまいました。いずれも怪我人が出ず、労災事故には至りませんでした。一つ間違えれば重大な死亡災害につながる危険な事故でした。双方とも落ち着いて操作を行っていれば間違いなく防げた災害です。皆さん安全への意識が低下していませんか。各々、慎重に落ち着いて作業を遂行して下さい。

■ 3月度安全目標

- ① ヒューマンエラーの防止
- ② 重機災害の防止
- ③ 火災予防の徹底

・3月の安全衛生行事

- 年度末労働災害防止強調月間(3月1日～3月31日)
- 春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)

■ 安全環境部より①

無災害記録 3月 5日現在

188日

93,416時間

■ 物損事故周知①-1 「D社/馬毛島」

2月14日(土)7:40頃、「D社/馬毛島」の現場で物損事故が発生しました。

【発生状況】

台船の係留作業時、船体位置保持に用いた左舷側のスパッドをウインチで巻き上げ中、ウインチ操作の合図者が巻上停止合図を失念し、操作者はウインチ巻き上げを停止しなかった結果、ワイヤーが破断しスパッドが海中に脱落した。

【事故の原因】

- ①合図者が巻上指示後、操作者に停止合図を出すのを忘れていた。巻上操作者は停止合図が来るものと思っていた。
- ②スパッドウインチに過巻を知らせる設備が搭載されていなかった。
- ③スパッドウインチを巻きながら、操船ウインチで台船移動を行い、注意力散漫であった。
- ④職員による台船乗船巡回が、不定期でかつ頻度が少なかった。

■ 安全環境部より①

■ 物損事故周知①-2 「D社/馬毛島」

【対策】

- ①ウインチ合図方法に関して明確なルールを設ける。
- ②過巻防止・注意喚起設備の搭載を検討する。
- ③スパッド操作やRW操作をする際は、台船移動等の輻輳作業は行わない。
- ④職員による台船乗船巡回を、曜日を確認して毎週実施し、作業手順書の履行状況を確認する。不具合があれば直ちに是正する。

■ 安全環境部より②

■ 物損事故周知②-1 「D社/常陸那珂」

2月16日(月)10:38頃、「D社/常陸那珂」の現場で物損事故が発生しました。

【発生状況】

撤去した防砂シート(1.5 t)をユニック車を用いて荷降ろし作業中、右旋回したところ、荷振れが発生し車体が動揺したため、車体を戻そうとするも焦りから旋回操作を誤り右旋回を続けた結果、ユニック車が転倒した。リモコン操作のため、人的被害は無かった。

【事故の原因】

- ① 操作者が吊荷重量・作業半径を把握していない。急速旋回の動揺で焦り操作を誤った。
- ② 能力に余裕のないクレーンを使用した。モーメントリミッターが装備されていなかった。
- ③ 予定と異なるクレーンを使用した。作業手順書・クレーン作業計画書の周知が不十分だった。

■ 安全環境部より②

■ 物損事故周知②-2 「D社/常陸那珂」

【対策】

- ① 作業手順書とクレーン計画書の内容をKYに反映し、作業前に周知する。荷ぶれしないよう低速で操作する。
- ② 適切な能力のクレーンを使用する。ニックを使用する場合は、モーメントリミッターが装備されたニックを使用する。
- ③ 元請・協力会社にて事前に工法検討会を実施する。作業日毎、朝礼時に関係者全員に説明・周知し、読み合わせを実施する。

■ 総務部より

健康保険料率変更のお知らせ

健康保険料の料率が4月支給(3月分)給与より変更になり、控除される金額が変わります。

◆協会けんぽ

※本人負担分は折半した金額になります

	令和8年2月 (3月納付分まで)		令和8年3月 (4月納付分から)		
健康保険料率	給与・賞与の 9.79%	▶	給与・賞与の 9.73%	←0.06%減	全体として 0.03%減 だが
介護保険料率	給与・賞与の 1.59%	▶	給与・賞与の 1.62%	←0.03%増	

◆船員保険

健康保険料率	変更無し	=	11.05%	←増減なし	全体として 0.19%増 だが
介護保険料率	1.57%	▶	1.76%	←0.19%増	

★令和8年4月分(令和8年5月納付分)から『子ども・子育て支援金』制度が始まります

子ども・子育て
支援金率 給与・賞与の
0.23%

令和8年4月より、子育て世代を支える新しい仕組みとして、子ども・子育て支援制度が始まります。(折半で負担頂きます)

■ 周知・依頼事項①

■ 年度末労働災害防止月間実施(3/1~3/31)

年度末は、公共工事等多くの工事が竣工時期を迎えることから、作業の輻輳化により、作業間の連絡調整不足、作業指示の不徹底、過重労働等により安全衛生管理が不十分となり、労働災害が多発することが懸念されます。このような状況に対処するため、3月1日から3月31日までを「年度末労働災害防止協調月間」と定め、労働災害防止活動の徹底を図るものとします。

当社においては、2月に事故が2件、連続で発生しています。

悪い流れを断ち切り、安全文化の醸成に向けてご協力をお願いします。

■ 周知・依頼事項②



■ 寮内火災予防の徹底について

テレビ朝日報道局によると、2/12(木)午後9時過ぎに、茨城県稲敷市で、会社の社員寮が全焼する火事がありました。

燃えたのは解体業者の木造平屋建て社員寮で1棟が全焼しました。火はおよそ3時間後に消し止められましたが、焼け跡から1人の遺体が見つかったということです。

当社の寮も木造で多くの寮生が生活している為、火災が発生した場合、重大な命の危険を伴います。

寮内個室での喫煙や調理家電の使用は禁止されています。基本ルールを順守し、絶対に火災を起こさないよう安全・安心な寮生活にご協力下さい。

■ 周知・依頼事項③

■ 社有車の夏タイヤ交換へのお願い

- ・3月20日から4月20日にかけて冬→夏タイヤへ随時交換していきます。
- 交換の際は、代車への乗り換え等、ご協力をお願いします。

■ 寮布団の衣替えについて

- ・4/8(水)に冬布団から夏布団へ衣替えの実施を予定しております。
- 当日朝8時までにはマットレス以外を全て自室ドアの外に出してください。
- ※2月の寮点検時に寝具が不衛生な部屋がありました。
- 匂いやダニ、ノミ、カビなどの健康被害により他の寮生にも迷惑が掛かります。
- また、不衛生な寝具は衣替えの際に買取の対象になってしまいます。
- 常日頃から寝具を清潔な状態に保つようにご協力をお願いします。

■ 周知・依頼事項④

■ 健康診断の受診について

健康診断は毎年の受診、会社への報告が義務となっております。

有効期間の終了が近づいた作業員の方を対象に、安全環境部より

「【健康診断】受診のお知らせ」を送付しています。

書面に記載してある通り、健康診断の有効期間が過ぎると現場への入場を拒否される恐れがあります。

元請・直上社の方々や現場に迷惑を掛けないように、必ず有効期間内に、健康診断の受診をお願いします。

【健康診断】受診のお知らせ

発行日

社員番号	氏名
	様

		担当

株式会社大隅工業
〒260-0808
千葉市中央区星久喜町568番地2
TEL:043-264-4866 FAX:043-264-4869

あなたの健康診断は、あと 日で有効期間が経過します。この期限が過ぎると現場に入場することが出来なくなりますので、現場責任者と相談の上、期限までに受診してください。

受診する際は同封した会社指定の用紙を持って行き、必要項目(印をつけてあります)を受けたいと受付窓口で伝え、領収書と診断書を一緒に本社へ提出してください。

受診費用は年1回に限り10,500円までは会社が負担しますが、10,500円を超過した分は本人負担となります。

期限が過ぎた場合、会社では負担しない場合があります。

健診前にアルコール類を控えるだけでなく、普段から注意して元気に働けるようにしましょう。

前回の受診内容

健診日	血圧上	血圧下

定例周知です。現場で怪我をした際は、「直ちに正確な事実
を」報告して下さい。

時間がたってからの報告は労災認定が得られず、様々な補償が受けられなくなる可能性があります。

また、虚偽の報告は犯罪行為となり罰則が科されます。自分の身を守るためにも、ご協力をお願いします。

**閉会挨拶の前に、ご質問やご意見があれば
お願いします。**

■ 足立部長より一言

【閉会挨拶】

足立部長より



皆さん、日々の業務、大変お疲れ様でございます。 3/1より3/31まで建設業年度末「労働災害防止強調月間」が現在実施中です。 私達、大隅工業の場合この月間は特別な意味を含みます。 2/14（土）・2/16（月）と云う僅か三日間の間で2件の事故（不幸中の幸いで2件とも物損）が起きているからです！しかも同じ直上社の現場で、同じくヒューマンエラーです。 この強調月間を無事故無災害で乗り切るのは当然として、この機会に各個で自身の職務・作業内容・生活習慣を見直しましょう！ご安全に！